

1 期日の状況

令和元年8月27日（火）午後4時より、福島地裁いわき支部1号法廷において、第9回口頭弁論が開催されました。

原告側からは、準備書面（10）を提出・陳述しました。

この書面は、前回期日において提出した準備書面（8）に引き続き、東電側の「東日本大震災の津波は予見できなかった」などという主張に対する反論を行うものであり、2002年「長期評価」により福島第一原発の敷地高を超える津波の予見が可能であったことを踏まえ、被告東京電力には津波の来襲に備えた結果回避措置を講ずることが義務づけられていたことを改めて確認しています。また、結果回避可能性を支える技術的・工学的知見としてどの程度の水準のものが要求されるかについては、薬害やじん肺・アスベスト訴訟などについての従来最高裁判決を検討し、本事案においてこれと比べて高度なものを要求する理由がないことを述べています。さらに、敷地を超える津波に対する具体的な対策として防潮堤等の設置とともに水密化が求められること、適切な結果回避措置を講じてさえいれば本件事故を防ぐことが十分に可能であったことを改めて説明しています。そして、以上の内容につき、野本弁護士からの意見陳述を行いました。

また、本期日においては、原告である貴田清さんに意見陳述を行って頂きました。

貴田さんからは、本件事故前の「人間が2人いるのか」と言われるほどに必死に働いてきた状況、富岡町の地域コミュニティ等についてお話頂いた上で、本件事故によりそれらが全て失われてしまったことについて感情を込めてお話頂きました。「仕事も、仲間も、地域も、家族も、全てを失ってガックリきています。」「何がどうなるか、どうしたらいいのかわからないというのが現在の状況です。」という言葉は、本件の損害を如実に表しているものといえ、その言葉は必ずや裁判官の心にも届いてくれたものと信じたいところです。

最後に、今後の進行についての確認が行われました。

東電側からは、ひとまず責任論についての反論を提出し、損害に関する反論はその後に提出する旨が述べられました。

当弁護団からは、次回期日において、多くの原告の方が居住されていた富岡町の事故前の状況等について説明する書面を出すとともに、次々回以

降の期日において、各原告の皆様の損害状況等に関する書面及び各原告の皆様の「陳述書」を提出する予定であることを説明しました。

2 今後の予定

(1) 日程について

次回期日は令和元年10月16日(水)午後3時から、次々回期日は同年12月17日(火)午後3時からとなっています。

皆様からの「もう少し早い時間にできないか」との要望を踏まえ、開始時刻が、次回より、従前の午後4時から「午後3時」に変更になっておりますので、皆様お間違いのないよう宜しくお願いします。

また、次回期日は、通常の火曜日ではなく「水曜日」となっておりますので、この点にもご注意ください。

原告団の熱気、被害の実態を裁判所に正確に伝えるためには、まだまだ一人でも多くの原告の皆様の参加が必要です。

また、毎回の期日において実施しております原告の皆様からの意見陳述等にもご協力頂く必要がございます。

当弁護団と致しましても、今後もより一層力を入れて本訴訟を迫行して参りますので、引き続きのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(2) 今後のご協力のお願いについて

今後、原告の皆様の「陳述書」を提出することになりますので、皆様より被害実態に関する詳細なお話を伺わせて頂くこととなります。詳細につきましては追ってご連絡させて頂きますが、ぜひともご協力頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

また、この裁判は、先行して進んでいる仙台高裁の第一陣訴訟の結果に大きく左右されます。仙台高裁が躊躇無く被害を直視した判決をするためには、世論の後押しが必要です。原告団事務局から署名用紙をお送りさせて頂いておりますが、この「署名」にも是非ご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

以上